

I　育児支援プログラム

※ゴシックは、新たな取組み

内容	取組み状況
【教職員への情報提供の促進】	
1　子育て支援推進員の配置	①　所属長代理（学校は教頭）を「子育て支援推進員」と位置づけ、子育てのしやすい職場環境づくりを推進（H22～） ②　教職員の各々の状況に応じて、確認事項を整理した「子育て支援面談シート」を作成（H22. 5） ③　新任所属長代理研修において、子育て支援推進員向けの研修を開催（H23. 5） ④　管理者合同研修（テーマ「ワーク・ライフ・バランスはなぜ必要か～その重要性と実践方法～」）を開催（H23. 10） ⑤　係長クラス以上を対象とし「働きやすい職場環境づくり促進研修」を開催（H26～） ⑥　「働きやすい職場環境づくり促進研修」を所属長代理 2 年目の必修研修として実施（H28～）
2　子育てハンドブックの作成、配付	①　妊娠、出産、育児に係る県の支援制度の概要や申請様式等を記載したハンドブックを作成(H18. 3) ②　庁内 L A N に掲載（H18. 3～） ③　教職員携帯用の「子育てミニハンドブック」を作成し、職員研修の機会に配付（H22～）
3　産休、育休中の教職員への情報提供	①　育休復帰前後半年以内の教職員を対象に「仕事・子育て両立支援研修」を開催（H21～） ②　産育休中の教職員が必要としている情報が休業中に提供されるよう、「子育て支援面談基本シート」を作成（H22. 5）
4　子育て教職員応援サイトの設置等	①　庁内 L A N に子育てに関する情報を見やすく一元化し、子どもを生み・育てる楽しさを発信できる「子育て職員応援サイト」を設置（H22. 5～） ＜掲載内容＞ 子育て支援制度、子育てハンドブック、応援！子育てパパ運動、子育て支援推進員、子育て関係通知集、子育て体験記、先輩からのアドバイス、パパ&ママやることリスト、時間外縮減&休暇取得促進、ご意見コーナー、イベント情報 ②　公立学校共済組合富山支部のウェブサイトに応報誌「福利とやま」（年 4 回）を掲載（H24） ＜掲載内容＞ 年間特集「わたしたちのハッピーライフ」（結婚・子育て・家族シリーズ）
【育児休業及び育児に係る休暇等の取得推進】	
5　妊娠・出産時の配慮	①　危険有害業務、深夜勤務、時間外勤務の制限 ②　建物内禁煙の実施（H20. 11～） ③　敷地内禁煙の実施（特定野外禁煙場所を除く）（R1. 7～）
6　育児休業等の取得	①　各所属において、育休（男性の場合は妻の出産休暇や育児参加休暇、年次休暇の取得等も含め）取得するように配慮
7　子育て支援制度の拡充	①　育児参加休暇の創設（H17. 4～） ②　妻の出産休暇の事由拡大（H17. 4～　入退院の付添い等→出産時付添いや出生の届出等にも拡大） ③　妻の出産休暇の取得単位変更（H17. 4～　日→日・時間） ④　子の看護休暇の要件緩和（H17. 4～　職員以外に看護できる者がいる場合でも認める。） ⑤　子の看護休暇の対象拡大（H18. 4～　小学校就学前の子→小学 3 年の子） ⑥　部分休業の対象となる子の年齢の引上げ（H19. 9～　3 歳→小学校就学前まで） ⑦　育児短時間勤務の創設（H19. 9～） ⑧　育児休業、育児短時間、部分休業、時間外勤務制限、休憩時間の短縮特例の要件緩和（配偶者の就業の有無、育休の取得の有無等配偶者の状況にかかわらず、取得可能）（H22. 6～） ⑨　子の出生の日から 57 日間以内（子の出生の日及び妻の産後休暇中）に最初の育休を取得した男性職員は、再度の育休が取得可能（H22. 6～） ⑩　育児休業等計画書を提出して最初の育休から復帰後 3 月以上勤務した場合、再度の育休が取得可能（H22. 6～） ⑪　子の看護休暇の拡充（H22. 6～） 取得要件：予防接種や健康診断を受けさせるために付き添う場合も認める 取得日数：養育する小学 3 年までの子が 1 人の場合は年 5 日、2 人以上の場合は年 10 日の範囲内で取得可能 ⑫　短期の介護休暇の新設（H22. 6～） ⑬　時間外勤務の免除の新設（H22. 6～） ⑭　子の看護休暇の対象拡充（H24. 1～　小学 3 年の子→中学校就学前の子） ⑮　子の看護休暇の取得単位の変更（H26. 1～　半日単位追加） ⑯　育児時間休暇の対象拡充（H27. 1～　1 歳 6 月の子→3 歳の子） ⑰　子の看護休暇の対象を拡大し、名称を家族看護休暇に改称（H27. 1～） 対象：子、養子、配偶者（事実上も含む）、父母及び配偶者の父母等 ⑱　育児参加休暇の日数及び要件の拡充（H28. 1～　日数を 5 日から 8 日に拡充。要件に妻の世話を追加） ⑲　育児休業等に係る「子」の範囲の拡大（H29. 4～） ⑳　介護休暇の分割取得（H29. 4～　取得期間を 3 つの期間に分割して取得可能にする） ㉑　介護時間の新設（H29. 4～） ㉒　育児参加休暇の取得単位の変更（H30. 1～　半日単位追加） ㉓　子育て支援部分休暇の新設（R2. 4～） ㉔　妊娠障害（つわり）休暇の拡充（R3. 1～取得日数を 10 日から 14 日に拡充） ㉕　育児参加休暇の取得期間の拡充（R3. 1～取得期間を「産前産後 8 週」から「産前 8 週産後 16 週」に拡充） ㉖　妻の出産休暇の取得単位の変更（R3. 1～半日単位追加） ㉗　女性教職員のための特別休暇の通称運用（例：つわり休暇→　通称「体調管理休暇③」など）（R3. 4～） ㉘　出生サポート休暇の新設（R4. 1～） ㉙　女性の健康管理休暇の取得要件の拡充（R4. 1～取得要件「週休日、休日及び代休日等を含む連続する 2 日の範囲内の期間」を「2 日の範囲内の期間」に緩和） ㉚　会計年度任用職員を対象とした妻の出産休暇及び育児参加休暇の新設（R4. 1～） ㉛　会計年度任用職員を対象とした産前休暇・産後休暇の有給化（R4. 1～） ㉜　育児休業の取得回数を原則 1 回→原則 2 回に拡充（R4. 10～） ㉝　男性職員は子の出生後 8 週間以内に 2 回まで育児休業を取得可能（R4. 10～） ㉞　育児休業の請求期限を 2 週間前までに短縮（R4. 10～）

	㉟ 会計年度任用職員の育児休業取得要件の緩和、子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化（R4.10～） ㊿ 育児参加休暇の取得期間の拡充（R4.10～取得期間を「産前産後16週」から「産前8週産後1年」に拡充） ㊿ 家族看護等休暇の取得要件の拡充（感染症に伴う学級閉鎖による子の世話及び子の行事参加を追加）（R7.4～） ㊿ 孫休暇を新設（配偶者等出産休暇及び育児参加休暇の取得事由の拡充）（R7.4～） ㊿ 時間外勤務免除の請求対象を「3歳未満の子」から「小学校就学前の子」を養育する職員へ拡大（R7.4～）
8 経済的支援制度	① 育児休業手当金の支給期間の延長（H17.4～ 総務省令で定める場合は1歳6ヶ月まで） ② 育児休業中の共済掛金の免除期間の延長（H17.4～ 子が3歳に達するまで） ③ 部分休業取得に伴う給与減額分の長期給付に係る共済掛金の一部免除（H17.4～） ④ 育児短時間勤務職員の給与減額分の長期給付に係る共済掛金の一部免除（H19.9～） ⑤ 産科医療補償制度に加入している医療機関等で分娩を行った場合の出産費・家族出産費の加算（H21.1～3万円、H27.1～1万6千円） ⑥ 出産費・家族出産費の直接支払制度の創設及び支給額（35万円）の引き上げ（H21.10～39万円、H27.1～40万4千円） ⑦ 夫婦で育休を取得する場合の育児休業手当金の期間の延長（H22.6.30～ 1歳2ヶ月に達する日までのうち、夫婦それぞれ通算して1年間） ⑧ 育休取得期間が1か月以下の場合、期末手当の支給割合を減じないこととする措置（H23.12～） ⑨ 産前産後休暇期間中（前6、後8週）の共済掛金の免除（H26.4～） ⑩ 育児休業手当金の育児休業開始後180日に達するまでの期間の支給率を50%から67%に引き上げ（H26.4～） ⑪ 育休取得期間が1か月以下の場合、勤勉手当の支給割合を減じないこととする措置（H28.4～） ⑫ 子の出生後8週間以内における育休取得期間と、それ以外の育休取得期間のそれぞれについて、1か月以下の場合には期末・勤勉手当の支給割合を減じないこととする措置（R4.10～） ⑬ 出産費・家族出産費の8万円引き上げ（R5.4～） ⑭ 育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金を新設（R7.4～）
9 代替職員の運用	① 育児短時間勤務者においても、その代替職員を配置（H19.9～） ② 代替職員の募集回数の増（3回→4回） ③ 新聞広報による募集に加え、ハローワークの活用を促進（H21.1～） ④ 教員の代替については、講師登録制度を実施
【男性教職員の育児休業及び育児に係る休暇等の取得促進】	
10 男性教職員版子育てハンドブックの作成、周知	① 出産、育児に係る県の支援制度の概要や申請様式等を記載したハンドブックを作成（H18.3） ② 庁内LANに掲載（H18.3～） ③ 教職員携帯用の「子育てミニハンドブック」を作成し、教職員に周知（H25.5～）
11 子育てパパプランの作成	① 子どもが生まれた男性教職員およびその上司（所属長代理）に対し、パパプランの作成や休暇の取得について、きめ細かく呼びかけ ② 各職場の上司に対して、男性教職員の育児参加の促進について、周知徹底を依頼 ③ 「子育て職員応援サイト」に「応援！子育てパパ運動」のページを作成（H22.5～） ④ 「子育て職員応援サイト」に「男性職員の育児経験談」を掲載（H22.7～） ⑤ 「子育て職員応援サイト」に「他自治体のイクメン紹介」を掲載（H24.9～） ⑥ 「子育て職員応援サイト」に「男性職員の育児休業体験記」を掲載（H25.4） ⑦ 「子育て職員応援サイト」に「男性職員の育児休業取得のモデルケース」を掲載（H25.6） ⑧ 「子育て職員応援サイト」に「男性職員の育児短時間勤務体験記」を掲載（H26.12） ⑨ 広報誌「福利とやま」（年4回）において、年間特集「わたしたちのハッピーライフ」（結婚・子育て・家族シリーズ）を掲載（H24） ⑩ 「子育てパパプラン」を教職員へのサポートを明確にする「子育てパパサポートプラン」に拡充（H27.4～） ⑪ 育児参加休暇の日数及び要件の拡充（H28.1～ 日数を5日から8日に拡充、要件に妻の世話を追加）（再掲） ⑫ 「子育てパパサポートプラン」による取得日数を「育児休業又は連続5日を含む8日以上」に拡充（H28.1～） ⑬ 育児参加休暇の取得単位の変更（H30.1～ 半日単位追加） ⑭ 所属長及び子育て支援推進員に対して、原則1か月以上の男性教職員の育児に伴う休暇・休業の取得促進について、協力を依頼（R2.5～） ⑮ 男性教職員の育児休暇・休業等取得促進の取組みを業績評価の項目に追加（R2～）
12 「応援！子育てパパ運動」の実施	
13 子育て支援制度の拡充（再掲）	
14 男性教職員が子育て支援制度をしっかりと活用できる職場環境づくりの推進	
15 人事評価への反映	

○目標設定した項目の状況

項目	目標		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
	数値	年度									
男性教職員の育児休業・休暇※1の取得率※2	100%	毎年度	97.8%	92.5%	97.2%	90.7%	90.9%	93.8%	90.9%	95.7%	81.7%
男性教職員の育児休業取得率	50%以上 事務局は85% (R6.12改正)	R7 年度	0%	1.4%	4.4%	2.8%	2.3%	10.1%	12.9%	28.3%	37.8%
男性教職員の育児休業・休暇※3の1か月以上の取得	—	—					25.0%	25.0%	10.9%	46.4%	29.6%

※1 育児休業及び特別休暇（育児参加休暇、妻の出産休暇）

※2 令和元年度までの数値は特別休暇（育児参加休暇、妻の出産休暇）の取得率

※3 連続取得に限らないほか、年次休暇なども幅広く対象

Ⅱ 環境整備プログラム

内容	取組み状況
【ゆとりある執務環境の形成】	
1 時間外勤務の縮減 2 休暇の取得の促進	① 各所属長に対して、「職員のワーク・ライフ・バランスの推進について」、周知徹底を依頼 ② 事務局内の各所属長に対し、「時間外勤務縮減に向けた取組み指針」の周知徹底 ＜取組み内容＞ 休モォ～課長とカエ郎のワーク・ライフ・バランス大作戦チラシの周知(H23. 4～)、推進週間の実施（H23. 10～） 毎日 18 時から退庁を促す音楽を放送（H22. 7～） 職員から募集した「スッキリカエル。の日～ゆとり・ふれあいDAY～」の周知(H23. 10) 定時退庁日の周知徹底を呼びかけるチラシの周知(H22. 10～) 給与支給日を定時退庁日と設定し、メールや庁内掲示板を活用し教職員に周知（H25. 7～） 従来の毎週水曜日に加え、毎週金曜日を「スッキリカエル。の日」に拡大（H26. 10～） 事業の効率化等の取り組みを業績評価の項目に追加（H29～） 時間外勤務対応のための遅出等勤務制度の施行（H30. 4～）、拡充（120 分早出の追加）（H30. 12～） 係長等による時間外勤務の事前申請を導入（H30. 10～） 時間外勤務命令の上限時間を設定（H31. 4～） 庁内 LAN パソコンの使用時間による職員の勤務時間の把握の施行（R1. 8～） 夏季休暇取得期間中の連続休暇など計画的な休暇取得の促進を周知(H23～） 年 5 日以上 of 年次休暇の確実な取得についての措置を実施（H31. 2） ③ とやま多忙化解消委員会の設置（R1. 11～） ④ 富山県立学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針の作成(R1～） ⑤ とやま学校働き方改革推進プランの策定（R1～） ⑥ 多忙化解消周知啓発リーフレット「とやまの子どもたちがより充実した教育を受けるために」の作成、配布(R3. 4～） ⑦ 県立高校へのデジタル採点ソフトの試験導入（R6） ⑧ 県立学校と県教育委員会事務局間での各種申請や承認手続のデジタル化（R6～）
【良好な職場環境づくりの推進】	
3 所属長等による職場環境の整備	① 各所属長や子育て支援推進員が、年次休暇や子の誕生予定の教職員に対し、育児休業等を取得するように配慮
4 子育て支援推進員の配置(再掲)	I 育児支援プログラム【教職員への情報提供の促進】 1 子育て支援推進員の配置 参照（P 1）
5 子育てのしやすい良好な職場環境づくり	① とやま家族ふれあいウィーク（第 3 日曜からはじまる 1 週間）を利用して、子育てのしやすい職場環境づくりに取り組む。（H22. 7～） ② 教職員（教委事務局）の子どもが親の職場を訪問する「子ども参観日」の開催（H23～） ③ 「子ども参観日」を一部出先機関に拡充して実施（H28～）
6 「子育てのしやすい良好な職場環境づくり」が評価される仕組みの検討	① 連続 1 か月以上の育児休業取得者のレポート提出による研修単位認定を導入（R3. 4～）
7 研修の実施	① 新任所属長研修：職場のメンタルヘルス、人権（ハラスメント防止含む） ② 新任所属長代理研修：ハラスメント防止、子育て支援 ③ 新任係長研修：仕事と人のマネジメント研修、メンタルヘルス、子育て支援 ④ 仕事・子育て両立支援研修：育休復帰前後の職員を対象（H21～） ⑤ キャリアデザイン研修：中堅職員（H24～） ⑥ 女性職員のニーズを踏まえた実務的な知識を習得するためのナレッジ研修を実施（H27～） ⑦ 採用 3 年目研修でのライフプラン講義の実施（H27～） ⑧ 初任新規採用教職員研修：ハラスメント防止
8 職員の意識啓発	① 子育てハンドブックを庁内 LAN に掲載 ② 子育て職員応援サイトを庁内 LAN に設置（H22. 5～） ③ 女性の健康や男女間の家事分担の理解を深める出前講座の実施（H27～） ④ 採用 3 年目研修でのライフプラン講義の実施（H27～）（再掲） ⑤ 独身教職員の出会いの場を創出する「職員交流のわプロジェクト」の実施（H28～）
9 人事異動に関する配慮	① 人事異動に際し、家庭の状況等を考慮
10 柔軟な働き方ができる勤務環境の整備	① 育児や介護が必要な職員を対象として、早出遅出勤務制度を導入（H27. 4～） ② 夏の朝型勤務の試行実施（H27～）、実施単位の拡充等（H29～）、実施期間の 1 か月延長（H30～） ③ 早出遅出勤務制度における子の対象を小学校 3 年生までの子に拡充、要介護者の同居要件の撤廃（H29. 4～） ④ 早出遅出勤務制度の対象拡大（中学校就学前の子、高等部を含む特別支援学校に就学している子、高等学校を含む特別支援学級に就学している子）（R2. 4～） ⑤ 在宅型テレワーク試行制度の特例運用（R3. 5～） ⑥ 公共交通機関を利用して通勤している職員を対象として、通勤混雑緩和のための時差出勤制度を導入（R5. 6～） ⑦ 「育児又は介護」、「公共交通機関利用者」に限定的に運用していた時差出勤制度を一本化し、全教職員（交替制や短時間勤務等一部の教職員を除く）に拡充（R6. 4～）
11 ハラスメント防止に向けた取組みの推進	① ハラスメント防止マニュアル等の策定、相談窓口の設置及び周知 ② 管理職研修の実施

○目標を設定した項目の状況

項目	目標		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
	数値	年度									
一人当たり時間外勤務時間数 （職員 1 人当たり月平均）	全年度比 10%減	毎年度	16.1 時間	15.8 時間	14.1 時間	13.3 時間	11.2 時間	14.2 時間	15.4 時間	14.7 時間	16.8 時間

Ⅲ 育成・登用プログラム

内容	取組み状況
【女性教職員の採用について】	
1 県教職員の仕事の魅力や働きやすい職場環境のアピール	① インターンシップの受入れ人数や受入れ時期の拡大（H28～） ② 職場体感バスツアーの実施（H28. 2） ③ 職場体感セミナー（少人数説明会）の実施（H27. 12～H28. 2） ④ オープンセミナーの開催 ⑤ 高校の進路ガイダンスへの教員の派遣
2 Uターン、I ターンの促進	① 富山県庁 J O B カフェの開催、合同企業説明会への参加、出身大学等への個別訪問等の実施
3 女性職員の中途採用	② 教員 UIJ ターンセミナーや教員養成講座の実施（R1～）
【女性教職員のキャリア形成支援・登用】	
4 能力・資質向上と意識改革	① 管理職（校長・教頭）へ登用するための校内での女性教員の育成 ② 女性職員のニーズを踏まえた実務的な知識を習得するためのナレッジ研修を実施（H27～）（再掲） ③ 健康管理やライフプランへの理解を深める出前講座の実施（H27～） ④ 採用３年目研修でのライフプラン講義の実施（H27～）（再掲） ⑤ ワンチーム女性職員政策課題研究研修の実施（R4～）
5 子育てを行う女性教職員の支援	① 広報誌「福利とやま」（年４回）において、年間特集「わたしたちのハッピーライフ」（結婚・子育て・家族シリーズ）を掲載（H24）（再掲） ② 仕事・子育て両立支援研修を実施（H21～）（再掲） ③ 「働きやすい職場環境づくり促進研修」を所属長代理２年目の必修研修として実施（H28～） ④ 各県立学校において、子育て中の女性教員の校務分掌への配慮のほか、管理職からの声掛けの実施

○目標設定した項目の状況

項目		目標		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
		数値	年度									
女性教職員の採用割合		50%程度	毎年度	54. 0%	58. 1%	53. 2%	54. 5%	55. 4%	54. 4%	60. 8%	54. 9%	63. 7%
管 理 職 の 女性割合	（事務局・学校事務）	25%以上	R7 年 4 月	12. 5%	10. 0%	12. 9%	10. 0%	6. 0%	15. 4%	19. 2%	20. 8%	31. 4%
	（校長・教頭）	35%以上	R7 年 4 月	26. 9%	28. 1%	29. 4%	31. 3%	33. 1%	35. 1%	38. 7%	43. 4%	43. 2%
課長補佐級・係長級の職の女性割合		30%以上	R7 年 4 月	23. 3%	24. 1%	25. 4%	27. 6%	34. 9%	42. 9%	51. 7%	56. 5%	58. 7%

※管理職の女性割合、課長補佐級・係長級の職の女性割合については、翌年度４月１日時点

Ⅳ 地域連携プログラム

内容	取組み状況
1 子育てバリアフリーに関する施設整備	① 県立図書館等に妊婦やベビーカー使用者が優先的に利用できる駐車スペースを整備（H20. 9～） ② 仕事と生活の両立を支援するとともに、地域の子育て支援機能の役割を担うため、防災・危機管理センター（仮称）の建設に合わせ、北陸銀行及び JA グループと連携して地域型保育事業（認可）による保育施設を設置することとし、実施設計費を計上（R1） ③ 県庁内保育施設設置運営事業者を公募（R3） ④ 県庁内保育所「にこっと保育園」を開所（R4. 11～）
2 地域貢献活動への支援	① 各所属において、教職員が地域貢献活動等へ参加しやすい雰囲気づくりに配慮 ② 地域貢献活動休暇を新設（R7. 4～）